

県庁不正経理

【参考人招致】

3月23日午後1時半～ 第14回不正経理調査特別委員会が開催され、外部監査委員であり、コンプライアンス委員会会長でもある『真田範行氏』（弁護士）が参考人として招致されました。

【真田参考人】



幹部職員、業者の聞き取りの記録が残っていない。

県の調査について検証をするということに主眼をおいていたので、そここのところの聞き取り等については、正直申し上げて関与してなかった。

業者の帳簿が未提出なことによって突合できなかった分が約3割、約二十数億円ぐらい。最近出された神奈川県不正経理報告書を見れば、この不突合部分の解明に多大な時間をかけている。そして、その結果、県警においては不突合の全てを不適正と処理をしている。全てを不適正と判断しなかったことについてこれが妥当とする根拠は何か？

神奈川の事例については、私の方が明確に存じていないのでそのような判断もありえたかなというふうに思いますが、(中略)我々は推計を厳格にしようという立場を取った。

業者帳簿 あるいはそれをもとにした様式3これを議会に提出されないことについて。

県当局がご判断なさったこととございます

・02年度以前の調査について道義的責任からも岐阜県や神奈川県のようにヒアリング・アンケートを実施するべきと考えるが。
・国庫返還金について3億9千万円を一般会計から払うということですが、本来全額を職員等が負担すべきだと思うが。

外部監査委員会としては、了とした

内部告発について コンプライアンス委員会に出すべきだったと思うのですが、できなかったということは(略) 調査機関もこういった場合は、第三者機関を考えるということは今後大いに検討すべきではないかと思えます。

このような事態をさせないというのが、私の役割であるというふうに思っております。一つのご見識ある見解であるというふうには私自身は思います。

納得できない!



何となく、奥歯に物が挟まったような・・・ そんな参考人の答弁でした。県職員・業者・某党派議員の三位一体の關係に 何かが +されたような、ますます不気味伏魔伝が出来上がっているような・・・ 思いが残りました。